

# 参院選に向けて各党の動きと争点を考える

＝ 参議院選挙のこの時期にこそ憲法改正論議を ＝

## はじめに

今夏の参院選はある意味では歴史に残る選挙となるだろう。そもそも参議院は立法機関として細かい行政施策に関する議論をすることが本旨ではない。従って消費税の値上げやその他の経済政策などを争点として選挙をすべき機関ではない。体制選択などの国の根本に関わる問題を高い見地から議論すべきなのである。

参議院議員選挙の争点は選挙戦の前から極めて明確に「憲法改正問題」と捉えられ、かなり具体的な活動が展開されている。しかし、未だにとぼけた対応をしている政党もある。

憲法改正の大きな柱である国家の安全保障に関して、すなわち集団安全保障に関しても早期に結論を出すべきである。こんな問題こそが参院選の争点なのである。

自民党は党の綱領にも自主憲法制定を掲げ、昨年末の衆議院議員選挙の際にも国防軍の創設などを明言している。安倍晋三総理は「まずは96条の改正だ。それで国民の手で新しい憲法を作ることが可能になる」と改憲要件を定めた憲法96条の緩和に向けた決意を表明した。

ところが連立を組む公明党は、依然態度を明確にせず、環境権などの権利を「加憲」する方向性を示すものの96条の改正については「選挙の争点になるほど熟した議論にはなっていない」と慎重な姿勢を示している。同様に民主党は「論憲」「創憲」などと称し「どのような憲法をめざすかという本質の議論を飛ばして、すべて変えられるように96条を改正するのは乱暴だ」と自民党の動きを牽制している。しかし、賛否はともあれ選挙の争点として憲法改正のサイは投げられた。各党が今後どんな論理を展開し、選挙戦をどう戦うのか検証することにした。

## 参議院選挙に向けての政治情勢

安倍政権誕生後初の国政選挙として執行された山口県の参院補欠選挙は今夏の参議院選挙の前哨戦と位置づけられ与野党ともに総力戦を展開していた。注目の選挙の結果は下記の通りである。

山口県参院補欠選挙（4月28日執行）

当 287, 604 江島 潔 自民新・公明推薦

129, 784 平岡 秀夫 無所属新・民・ミ・社推薦

自民党公認で公明が推す元・下関市長の江島が、元・法相の平岡を大差で破り当選した。山口県は安倍総理の地元であるが、菅直人も山口の出身である。しかし、民主党は公認候補も擁立できず「反原発」を掲げて応援をしていたが惨敗を喫した。

この結果、参院の会派別の勢力は民主党が85議席、自民党が84議席となり、かろうじて民主が第1党を維持している。しかし、離党届を提出した室井邦彦が会派を離脱すれば自民と民主は議席数で並ぶことになる。それでも参院において与野党の振じれが解消する訳ではない。公明の議席数19と合算しても過半数の121には届かないからである。因みに他の会派の議席数は次の通りである。

みんなの党 13・生活の党 8・共産党 6・みどり 4・社民 4・維新 3・改革 2・無所属 9・欠員 5である。

参院において憲法の改正要件である3分の2の確保までにはかなり距離がある。

しかし、与党は衆院での議決との関係で過半数は欲しいだろうが、そうなると二院制本来の機能が希薄化する。いずれにしろ参院で3分の2の確保は簡単ではない。

パーシャル連立と呼ばれる政策ごとの連立を模索する以外に道はないだろう。

## 維新の会の最近の選挙実績

平成25年4月14日に宝塚市と伊丹市の市長選挙が同時に施行された。両市とも維新の公認候補は惨敗した。当選者の3分の1もしくは半分しか得票できない惨敗だった。主要候補の得票結果は下記の通りである。

宝塚市長選挙結果（4月14日執行）

当43, 347 中川 智子 無現＝[民]

23, 561 多田浩一郎 維新＝[み]

9, 748 樋之内登志 無新＝[自]

当選した中川智子は、維新の浅田均政調会長が市長選直前に発表した神戸市までの都市部を「大阪都」に含める将来構想に対し反対の声を上げていた。維新は両市長選を夏の兵庫県知事選と参院選の前哨戦と位置付け、共同代表の橋下徹大阪市長が2度、現地入りし、平沼赳夫代表代行らも投入し総力戦で臨んでいた。

伊丹市長選挙結果（14日執行）

当41, 267 藤原 保幸 無現＝[自][民][公]

13, 041 岩城 敏之 維新＝[み]

維新の会は公認候補を擁立して戦ったが選挙結果は、3分の1にも届かない惨敗だった。先の衆院選挙では比例得票で、宝塚市で34, 720票、伊丹市で26, 24

1票得票していたことから、互角に戦えると判断したのであろう。しかし、議員と首長選挙の違いが理解できていないことと、維新の会幹部の独りよがりにより選挙民が拒否反応を示したようだ。

抜きん出た勢いを示していたが、大阪を少し離れるだけで急激に勢いに翳りが感じられるようになってきた。

## 次の前哨戦は東京都議選である

### 都議選は「首都決戦」の様相

東京都議会の定数は127で、62区市町村を42選挙区に分け、各定数1～8で争う選挙である。選挙は平成25年6月14日告示、同23日投開票だ。

東京都議選は今までも常に国政選挙の行方も占ってきた最大の地方選挙である。それだけに各党とも地方選でありながら政権をかけた戦いと位置づけ準備を進めている。

4年前の選挙で自民党は過去最低の38議席と惨敗。第一党を民主党に奪われ、1カ月半後の衆院選で政権交代につながった経緯がある。このため3月18日の自民党東京都連決起集会で安倍晋三総裁は「まずは6月に東京都を取り戻す。7月に参院選で過半数を取れば日本を取り戻せる。都議選で景色を変えよう」と力を込めていた。

### 都議会の勢力分布は

都議会の政党別議席数は、第1党の民主党が43、自民党が40、公明党が23、共産党が8、日本維新の会（会派名は「東京維新の会」）3、みんなの党1である。

自民党東京都連は「第1党を奪還するため、最低でも50議席を確保する」とし、60人前後の候補者を擁立する方針だ。公明党は組織をフル稼働させ、現職23人全員の当選を目指す。民主党は2月の党大会で、都議選を参院選同様、「党の存亡をかけた戦い」と定めた。細野幹事長は「都議選は参院選と一体の戦いだ。都議選で結果を出すことが参院選の結果に直結する」と述べ、党を挙げて選挙戦に臨む考えを強調した。ただ、都議会民主党は昨年夏以降、離党者が続出し、3月下旬にも公認候補1人が離党届を提出。前回選で得た54議席を11減らしている。

東京での地盤拡大に活発な動きをみせているのが日本維新の会とみんなの党だ。

両党は定数1～3の選挙区で候補者調整を行った。内定済みの公認候補者は両党で計53人と、民主党の候補者（45人）を上回っており、維新の会は首都東京で政党の基盤を確立したいと考えている。

維新の会は共同代表の石原慎太郎の地元でもあり、前知事であったことから、もし都議選で実績を残せなかったら石原の進退問題に発展しかねないし、政党の存亡に関わるだろう。彼らは衆議院選でも過半数を確保と豪語していたが、前議員を含め当選した議員は54名だった。健康上の理由もあり石原代表の神通力はもはや過去のもの

となりつつある。しかし、みんなの党は区議などを擁立することから、既にそれなりの実績をもつ候補者が多ただけに、かなりの議席を獲得するだろう。それでも都議会の過半数には届かないだろう。

## 維新の会は参院選をどう戦うのか

橋下は、直前に比例で出るだろう

最大の関心事は橋下徹の去就である。石原は橋下に参院選に出るべきだと言っているが、大阪都構想の実現が先だとして現時点では出馬しないとハッキリと言っている。

しかし、彼のこの種の発言は朝令暮改で、まったく信用できない。それも戦略的に計算しつくされた部分が多い。そんな彼の発言を分析、推量すれば恐らく出馬することになるのではないかと。この点に関し、浜口和久、片桐勇治<sup>(1)</sup>の両名は雑誌正論6月号の対談の中で次のような分析をしている。「維新の会の人気に翳りが顕著であり、これを復元するためには選挙区ではなく比例で出るしかない。かつて枡添要一が160万票でトップ当選したが、橋下なら200万票以上集められるのではないかと。そうすれば維新の当選者が2～3名は増えることになる。この方法でしか支持率の回復は期待できない」と言い切っている。また浜口は、出馬するとしてもギリギリまでしないだろう。憲法改正にしろ政治改革にしろ自分が出なければどうしようもないというシチュエーションを作り上げてから、最後の最後に後出しジャンケンで出てくるのではないかと話している。石原の都知事選出馬も同じ手法だったが、その石原が橋下に強く出馬を促しているのである。

当たるも八卦、当たらぬも八卦の第1号。橋下はやっぱり出るのではないだろうか。

維新の会は大阪市の不祥事続きや、宝塚・伊丹両市長選での敗北などから急激に影響に翳りが出てきた感がある。その理由の一つといわれるものに大阪で開かれた結党大会に共同代表の石原慎太郎が病気のために参加できなかったことや、大阪にいる橋下・松井と国会議員団との意思疎通が旨く行かず、不協和音の拡大が取りざたされることも支持率の低下に影響しているようだ。維新の会の政党支持率は2%台で決して高くはない。いかに橋下が大阪において国会議員を直接指揮できないので政党の運営が円滑に行かないといえども、都構想などの重要案件が山積する大阪市長を途中で投げ出して参議院に転出するとなれば大阪の市民は怒りを隠さないだろう。

それでも、その可能性は濃厚である。

## 維新の会の比例得票の分析

次に掲げるデータも維新の会が政党として、どんな得票傾向をもっているのかを讀

---

<sup>1</sup> 浜口和久・拓大教授、片桐勇治・政治アナリスト

む資料として供したい。

今まで選挙の前段で何回も予測らしきことを試みたが、所詮はマスコミの既存の情報を下敷きにした程度の話しでしかなく選挙予測など簡単に出来るものではない。それでも今回の選挙の維新の趨勢はかなり気になる。

去年の衆議院選挙では維新は54議席確保し、国政の場で第三党に躍進した。

選挙の度に話題になる論点であるが、比例代表と小選挙区選挙との票数と議席獲得数の乖離は制度上の欠陥であり容易に解消しない問題である。あまり意味のないシミュレーションであるが、前回の選挙を比例代表での得票数でカウントすれば維新が第2勢力となり、その他の議席配分は次のようになる。

自民 134 維新 99 民主 77 公明 57 共産 29 みんな 42 未来 27 社民 11  
大地 2 幸福 1 改革 1 となる。

因みに比例区を前回と比較すれば、自民 55→57、民主 87→30、公明 21→22、共産 9→8、みんな 3→14、大地 1→1、社民 4→1、初登場の維新 40、未来 7 となっており、民主の激減とみんなの党と維新の躍進には目を見張るものがある。この原因は、政党数が増え小選挙区にそれぞれ立候補したので政党支持票が分散されたためである。

参院選は選挙区が大きいので比例代表選挙の得票率が選挙予測の参考になる。比例代表制の得票一覧は下記の通りである。

#### 比例・政党別獲得票数（全国集計）

自民	16, 624, 457
維新	12, 262, 262
民主	9, 628, 653
公明	7, 116, 474
みんな	5, 245, 581
共産	3, 689, 159
未来	3, 423, 915
社民	1, 420, 790

大阪における自民党の得票は852, 061 得票率20, 94%、  
維新は1, 462, 093 得票率は35, 92%である。

昨年執行された第46回衆院選は、自民党が単独で過半数を大きく超える294議席（小選挙区237、比例代表57）を獲得して圧勝し、3年前に失った政権を取り戻した。ただ、同様に296議席を獲得して大勝した05年衆院選の比例は77議席で、比例に限れば今回は20議席も少なく、119議席で大敗した09年の比例55議席をわずかに2議席上回るにとどまった。

全国の比例得票数を集計したところ、自民党は1,662万票で、05年の2,588万票を大きく下回り、09年の1,881万票にも及ばなかった。得票率も27.6%で09年の26.7%とほぼ変わらなかった。投票率が09年より約10ポイント低かったことも影響しているが選挙の度に政党数が増減していることも原因の一つである。選挙結果は常に不可解な要素を露呈し読みづらくしているようだ。

今回初めて国政選挙に挑戦した日本維新の会は54議席を獲得。比例の得票は1,226万票で民主党を大きく上回った。みんなの党は比例で524万票と前回の1.7倍に得票を伸ばした。

また新政権発足以来内閣の支持率は大変高く推移しているが、政党の支持率にも大きな変化がある。民主党政権の末期でも自民党の支持率は上昇しなかった。選挙後に飛躍的に上昇したのは実勢より雰囲気による相乗効果が巻き起こす現象である。即ち民意は勢いのある方へなびくのである。これが『風』である。

世論調査の結果は調査機関によってかなり差があり、どれが正確なのかは判断できないが、手許にあるデータを列挙すると下記の通りである。(いずれも3・4月の調査)

	時事通信	読売新聞	NHK
自 民 党	30, 3	45	43, 6
民 主 党	4, 1	5	6, 1
維新の会	1, 5	2	2, 1
公 明 党	3, 5	4	3, 7
みんなの党	1, 5	2	1, 3
生活が第一	0, 1	0	0, 4
共 産 党	1, 1	2	2, 0
社 民 党	0, 4	1	0, 7
支持政党なし	56, 1		34, 5

## わが国を取り巻く国際情勢

アベノミクスは順調に推移しているが、国際的には依然として緊張が続いている。

中国とは尖閣列島をめぐる問題で、理不尽極まりない中国政府の横車により緊張状態が続いている。中国は尖閣周辺に船舶を徘徊させ、遂に飛行編隊を接近させるなど、ヒョットするとトンでもない事態になりかねない事態を繰り返している。高村副総裁の中国訪問の予定に対し中国首脳陣の日程調整が付かないとの理由で会談を拒否したため、訪中を中止せざるを得なかった。どうやら靖国問題が原因のようだ。

韓国もまた竹島の領有権問題に加え、靖国参拝問題や歴史認識について相変わらずの対応を続けている。靖国参拝をめぐる謂れなき誹謗により外相会談を一方向的に破約し訪日を取りやめるなど相変わらず理解に苦しむ対応が続いている。

歴史問題に関して、朴 槿恵大統領の就任式に列席した麻生副総理は、会談の際に、アメリカの南北戦争の評価に関し、同じ国民同士でも歴史認識が異なる場合があることを例に挙げて話をしたことが、大統領に対して「欠礼」した対応だと言ったのには驚かされた。彼女は、李承晩失脚の後クーデターにより就任した朴正熙大統領の長女である。父親は日本の陸軍士官学校で学んだ親日家だが、彼女は反日教育を受けて育った世代であり、日本で育った李明博前大統領同様に決して親日だとは言いがたい。

歴史認識に関する麻生発言が「欠礼」した発言だと言うのは、靖国問題同様に韓国独特の対日感情を感じさせられるものだ。

日韓併合時代の評価にも賛否があると言えば韓国側は身構えるだろうが、アメリカの南北戦争を例に挙げての話が「欠礼」したことになるとするのは理解し難い。

これら一連の動きに対して安倍総理は尖閣に領土侵犯が発生した場合は排除すると断言しているが、靖国参拝は総理なるが故に控えると言っているのは信念と行動とが離反しており相手の言い分を半ば認めたことになるのではいのか。

国際的に摩擦を避けることのみを配慮し「事無かれ主義」を執る官僚と、それを煽る日本のマスコミも問題だ。

靖国参拝に関して、国のために散華した人を弔うのを他の国からあれこれ言われることはない。戦犯の合祀が問題だと他国から言われることに、そろそろハッキリとした見解を示すべきある。それをしない中途半端さが日本外交の最大の問題点である。

主権国家の国民として胸を張れる、当り前の国にするために、今、何が必要なのか、欠けているものは何かを自らに問い直すべきときである。

危機的な国際情勢の中で国民に信を問う参議院選挙は、自衛隊は戦力ではない、軍隊ではないなどと子供だましの解釈をしなくても良い、普通の憲法に改正することの是非を問うべきである。ずばり言って、現行憲法の前文に書かれている「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼してわれらの安全と生存を保持しようと決意した」などと能天気なことを言っておれる状態ではない。「われらは、いずれの国家も、自国のことのみを専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信じる」などと訳のわからない文言で綴られているのは、英語で書かれ翻訳された文言だからである。与えられた憲法云々の根源がここにあり、根本的に改正すべきだと強く感じるのである。

憲法を考えることによって、国家とは何か、主権とは何かを考える契機にすべきな

のである。現在は維新の会の代議士となっている西村真悟は「平和を愛する諸国民に身を委ねて生きる日本人から、自らの力で独立自尊を確立する日本人に変身すべきだ」と説いているのはまさに正論である。

## 憲法改正の手続を進めよ

安倍晋三が初めて総理に就任した時に「戦後レジームからの脱却」を掲げ憲法改正のための国民投票法を成立させ、教育基本法の抜本改正に着手した。今夏の参院選に向けて、より毅然とした国家観、国家像を示すべきである。

北朝鮮はミサイルを発射すると世界中を脅かしていたが、いつの間にやら沙汰済みになった。いつまた無茶苦茶なことを言い出すか判らない状態である。こんな国際情勢の中だからこそ、国の形を明確にすることが参院選の争点であるべきだ。

この議論に関し、憲法改正の中味の議論をしないで改正要件の手続だけを議論するのはおかしいという人がいる。民主党の改憲反対派がそうである。具体的にどの条文をどうするのかについて山ほど論点があるではないか。現時点で改正点の議論が煮詰まらないのは、改正の要件が厳し過ぎて実現可能性が乏しいので議論が煮詰まらないのだ。

まず改正の可能性に道筋をつけた上で改正の是非に関する具体的な議論をすべきである。まず憲法問題を公式な場で、即ち選挙の争点として議論を始めるべきだ。

今日までに憲法改正議論で具体的な進捗があったのは国民投票法だけである。しかしこの法律にも問題がある。以下において法の概要と問題点と検証してみたい。

### 国民投票法（平成 19 年 5 月 18 日法律第 51 号）

日本国憲法第 96 条第 1 項は、憲法の改正のためには、「各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする」旨を規定しており、憲法を改正するためには、国会における決議のみならず、国民への提案とその承認の手続を必要とする旨が憲法上規定されている。ところが、具体的な手続については憲法上規定されておらず、改正を実現するためには法律により国民投票等に関する規定を定める必要があり制定されたのが国民投票法である。

### 対象・投票権者

国民投票の投票権者は 18 歳以上の日本国民である。ただし、18 歳以上の者が国政選挙で投票できるように民法の成人年齢（20 歳以上）などの規定について検討し必要

な法制上の措置を講じるまでは、国民投票の投票権者も 20 歳以上とすることになっている。18 歳選挙権問題は関係法令の数が異様に多くなかなか実現しそうにない。

## 投票方法

国会発議後は 60—180 日間ほどの期間を経た後に国民投票を行う。

投票用紙（縦書き）にあらかじめ印刷された「賛成」または「反対」の文字のどちらかに○をつける方法で投票。

## 投票の結果

投票総数（賛成票と反対票の合計。白票等無効票を除く）の過半数の賛成で憲法改正案は成立。最低投票率制度は設けない。

## 投票の成立要件は無くても良いのか

ここにある最低投票率制度は設けないとあるのは、国民投票の成立要件のことである。

即ち国民投票の投票率が如何に低かろうと投票は成立するのである。憲法の改正をするのに国民（有権者）の 1 割しか投票しなかった場合でもその投票の過半数で憲法の改廃が決まることになる。これでよいのだろうか。

平成の大合併と言われた市町村合併に関し、関係自治体が合併の賛否を住民に問いかけた住民投票に際し投票率が 50% に達しなかった場合は投票を無効とし開票しないと決めた自治体がかかりあった。合併という重要な案件だから議会の議決だけでなく住民に直接参加させる住民投票に有権者の半分に満たない住民しか投票しないのは住民投票の趣旨に沿わないとするのは見識ある判断である。ところが憲法改正を決する国民投票法では成立要件を設けないというので良いのだろうか。

選挙の成立要件について日弁連は、平成 17 年に「投票率が一定割合に達しない場合には、憲法改正を承認するかどうかについての国民の意思を十分に、かつ正確に反映するものとはいえない」として投票率に関する規定を設けるべきとの意見を発表している。

## 憲法改正を神経質に考える必要はない

憲法論の取っ掛かりに「硬性憲法」「軟性憲法」など、あまり意味のない議論がある。

憲法は国家の基本法であり侵すべからざる基本理念がある。しかし、だからといって憲法は神聖なもので未来永劫変えるべきでないとするのは間違いである。

確かに、憲法議論は大変<sup>かさ</sup>嵩の高い話で、高度に専門性を要すると思いつつも傾向が強い。しかし、憲法は国の基本法だから、誰もが、すなおに読み、理解が出来るもの

でなければならない。だから専門的な知識だけで捏ねまわすのではなく日常会話の域で、まず議論を始めるべきだ。

勿論、高度な法理論的整合性などに関し専門家の参加が必要であるのは当然だが、その前段で国民的議論を展開すべきである。

制度が異なる外国の例ながら、アメリカは6回、フランスは27回、ドイツは58回も憲法を改正している。イギリスに至っては成文憲法すらもっていないのである。

第二次世界大戦敗北の結果という特殊な状況の下に制定された日本国憲法は、日本語としても奇妙な憲法前文と「第9条・戦争の放棄」を金科玉条として守り続けてきたために、国際情勢の時流に合わなくなっている。

極めて便宜的に警察予備隊から保安隊に、そして自衛隊へと名称を変えてきたが、依然としてこれを軍隊ではない、戦力ではないという子供だましのような対応を続けていてよい訳がない。如何に訳のわからんことが多い時代といえども、こんなふざけたことを、これ以上放置すべきではない。

## 集団的自衛権も結論を急がねば

自衛権は固有の権利として存在するが、集団的自衛権は1945年に署名・発効した国連憲章の第51条において初めて明文化された権利である。国連が認める権利であってもわが国は憲法9条の制約のためにこれを行使できないとする政府見解は、現実問題に照らして不自然過ぎると随分以前からいわれてきた。

アメリカとの関係において日米安全保障条約を例に引くまでもなく、平和維持軍として派兵先で共に任務に当たる友好国軍が攻撃を受けた場合でも一切救援できないというのは人間世界の常識から逸脱した不作為であり、こんな対応をする国を誰が信じ、評価するだろうか。

北朝鮮のミサイルが日本の領空を越えアメリカに向かうときに、日本がこれを打ち落とすことは自国の防衛ではないのでできないというのは、どう考えてもおかしなことである。この問題は、突然現実味を帯びる危険性があるだけに、早急に政府見解を見直すべきである。

集団的自衛権に関し、今年の2月8日に柳井俊二<sup>2)</sup>を座長とする「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」を立ち上げており、全体会議とは別にワーキンググループで検討を進められている。検討の中身は報じられていないが、2回目の全体会議は参院選後になるようだ。これなどは公明党に対する配慮<sup>1)</sup>以外の何ものでもない。

石原慎太郎が党首討論で「公明党が邪魔になるのではないか」と指摘したのは的確

---

<sup>2)</sup> 元外務事務次官・駐米大使・国際海洋法裁判所長

で、連立政権の問題点がここに存在するのだ。

## むすび

自民党は平成24年4月に憲法改正草案を発表した。マスコミでも読売はいち早く憲法草案を示し、本年4月の26日にサンケイは、12章117条にわたる「国民の憲法」要綱を発表した。いまや憲法改正を是とする世論は過半数を超え、内容の吟味に入りつつある。

石破茂自民党幹事長は4月29日に熊本市内で記者会見し、自衛隊を「国防軍」と位置付ける憲法改正の実現を夏の参院選公約に掲げる考えを示した。石破茂は「自衛隊の究極の任務は、国の独立を守ることだ。どうすればご理解いただけるか、最大限に努力して実現を期したい」と語った。ようやくここまで来たのである。

しかし、96条の改正だけでも国民投票をしなければならないのだ。そのために衆参において発議ができる3分の2の議員がいなければならない。

連立相手の公明党は「加憲」といい、民主党は「論憲」から「創憲」へと言葉の遊びのような対応をしている。「数は力なり」が議会の鉄則である。選挙を通じて世論を高め政党に影響を与えるような動きが必要なときである。

参院選で国の形に関し世論が高まっているとき、あらゆる機会を利用し勇気を持って憲法改正の議論を行うべきである。

近隣諸国から舐められっ放しの日本から、主権国家として毅然たる国家の体系を構築するために今こそ国家の基本法を見直すべきであり、参院選こそ絶好の機会である。

(文中敬称略)

平成25年5月8日

松 室 猛